

入札説明書

川崎市個人防護具の流通備蓄管理業務委託

川崎市個人防護具の流通備蓄管理業務委託に関する一般競争入札に関する入札等については、川崎市公告及び関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市個人防護具の流通備蓄管理業務委託

(2) 履行場所

健康福祉局保健医療政策部感染症対策課指定場所

(3) 履行期

契約締結日から令和13年3月31日まで

(4) 委託概要

個人防護具等の調達、流通備蓄保管及び管理、出庫、左記に係る報告業務

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」「準市内」で登録されていること。
- (4) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「医療関連業務」種目「その他の医療関連業務」に登録されていること。
- (5) 本業務に使用する保管施設が倉庫業法第3条の登録を受けた一類倉庫であること。
- (6) 本業務に使用する保管施設の所在地が川崎市内、又は市外の場合は川崎市役所まで概ね3時間で輸送可能な近隣都県であること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎13階

健康福祉局保健医療政策部感染症対策課 担当 砂田、山田

電話 044-200-2343 FAX 044-200-3928

E-mail 40kansen@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和8年10月15日(木)から令和8年10月21日(水)まで

午前9時から正午及び午後1時から午後5時(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 会社概要 (パンフレットやホームページの写し等)

ウ 本業務に使用する保管施設の倉庫業登録通知書又は登録証明書の写し

エ 本業務に使用する保管施設の所在地及び市役所までの経路・所要時間が確認できる資料 (地図アプリ等の検索結果の写し等)

(4) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次のとおり一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを登載している場合は、一般競争入札参加確認通知書を電子メールで送付します。メールアドレスの登録がない場合には郵送します。

(1) 交付場所及び問合せ先

3 (1) と同じ

(2) 交付日時

令和8年10月26日(月)までに交付します。

(3) 入札説明書の交付

競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は3 (1) の場所において、3 (2) の期間縦覧に供する他、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」で閲覧することができます。

5 仕様又は入札説明書に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次のとおり行います。

(1) 問合せ先

3 (1) と同じ

(2) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定する電子メールアドレス宛て送付してください。

(3) 受付期間

令和 8 年 1 0 月 2 7 日 (火) から令和 8 年 1 1 月 5 日 (木) 午後 5 時まで

(4) 回答方法

令和 8 年 1 1 月 9 日 (月) までに、確認通知書を交付した全社宛てに、電子メールで送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 提出書類

入札書

イ 入札書等の提出方法

持参とします。

ウ 入札日時

令和 8 年 1 1 月 1 6 日 (月) 午後 4 時 0 0 分

エ 入札場所

川崎市川崎区宮本町 1 番地 本庁舎復元棟 3 階 3 0 1 会議室

オ 入札金額

入札金額は、契約期間全体に係る総額（消費税及び地方消費税を除く。）を記載してください。なお、本契約には各年度の支払限度額が設定されているため、入札参加者は仕様書に定める条件を十分確認ください。

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

7 (1) イと同じ

(4) 開札の場所

7 (1) ウと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第 7 条で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札場所に入場しようとするときは、一般競争参加資格確認通知書の提示を求めますので、必ず持参してください。入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けなければなりません。入札前に委任状を提出してください。

(8) 落札決定後の提出書類

落札者は仕様書に記載の対象品目について「調達に係る費用」、「1 か月当たりの保管に要する費用」及び「1 か月当たりの在庫管理に要する費用」の積算内訳書を後日提出してください。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第 33 条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の 10 パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3 (1) と同じです。

川崎市個人防護具の流通備蓄管理業務委託仕様書

1 目的・適用範囲

本仕様書は、個人防護具の流通備蓄に係る調達、保管、循環、管理、品質保証及び報告等の要件を定め、個人防護具が常時、使用期限の残存期間が最低1年間以上である状態を保ちながら、必要時に迅速かつ円滑に払い出し可能な体制を確保することを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和13年3月31日まで

3 対象品目・調達仕様

- (1) 対象品目：サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン（プラスチックガウン代替可）、フェイスシールド（シールド付きマスク代替可）、非滅菌手袋、ヘアキャップ、シューズカバー（計7品目）
- (2) 規格：別紙1「川崎市個人防護具仕様書」のとおりとする。同程度の機能・単価の後継品等への変更は、合理的理由がある場合に限り、事前の発注者承認を条件に認める。
- (3) 年度ごとの調達予定数量は別紙2のとおりとする。ただし、個人防護具の特性上、パッケージ単位・箱単位・ケース単位等で調達・管理を行う必要があるため、調達・在庫管理上の合理性を確保する観点から、特定年度において調達数量を増減する必要があるときは発注者の事前承認を得たうえで、必要最小限の範囲で調達数量の調整するものとする。
また、各年度の調達数量については、市の備蓄在庫の状況および調達単位等を踏まえて発注者と受注者が協議の上、発注者の承認を得て、必要な調整をする。
- (4) 調達時期：契約初年度のみ12月～1月頃、次年度以降毎年度10月頃

4 保管・流通備蓄管理（契約形態）

- (1) 本業務は、民法上の寄託契約を基本としつつ、受注者による循環・補充行為を認める「消費寄託（民法第666条）の趣旨」を準用する。
- (2) 受注者は、循環の結果として、発注者から寄託を受けた物品と同一の種類、品質及び数量の物品をもって常に返還可能な状態を維持する。ただし、合理的な理由に基づく同等品への置換は、事前に発注者の承認を得ること。
- (3) 備蓄用物資の所有権は発注者に留保される。受注者が循環のために物品を消費又は外部出庫した場合、同等品の補充により在庫水準を維持すること。

- (4) 寄託中の危険負担は受注者が負い、保管中の滅失・毀損は受注者の責任で同等品にて補填すること。

5 倉庫要件・法令遵守

- (1) 流通備蓄が実現可能な倉庫（自社倉庫等）を事業者において用意すること。
- (2) 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条の登録を受けた一類倉庫（1か所）で保管すること。
- (3) 本業務に使用する倉庫の所在地が川崎市内又は市外の場合は川崎市役所まで概ね3時間で輸送可能な近隣都県であること。
- (4) 7品目全てを同一拠点で適切に保管できる能力を有すること。
- (5) 火気発生要因がない構造とし、火災早期検知装置及び消火設備を完備すること。外部からの侵入防止対策を講じ、24時間監視体制を敷くこと。
- (6) 倉庫に個人防護具が保管されていることは非公開とすること。

6 品質保証・ロット管理

- (1) 循環方式はFEFO（使用期限の早いものから出庫）を原則とする。全備蓄用物資について使用期限の残存期間が常時1年以上となるよう在庫管理及び補充を行うこと。ただし、契約期間満了、契約解除その他の事由により備蓄用物資を発注者が通知する者へ引き渡す場合は、原則として使用期限の残存期間が2年以上である物品を引き渡すものとする。なお、市場流通状況その他やむを得ない事情により当該要件を満たすことが困難な場合は、あらかじめ発注者と協議し承認を得ること。
- (2) 調達可能な限り最も新しい製造ロットを採用すること。
- (3) 調達・補充した備蓄用物資は検品すること。
- (4) ロット証憑について、製造年月日、使用期限、ロット番号、メーカー名及び出庫日を記載したロット証明書（電子提出可）を作成すること。ロット証憑は受注者において適切に保管し、発注者が求めた場合には、電子データ（PDF）により速やかに提出すること。
- (5) 使用期限の残存期間が1年未満となる備蓄用物資は、受注者の責任において廃棄等を行い、同等品の補充により在庫水準を維持する。これに伴うすべての費用は受注者負担とすること。

7 在庫管理・報告

- (1) 管理する備蓄用物資の数量、ロット、期限を含む在庫一覧を3か月ごとに発注者に報告すること。なお、様式は事前に発注者承認を得ること。
- (2) 製品、ロット及び使用推奨期限の管理ができるよう、保管・表示を適正に行うこと。

8 移管・緊急時供給・補充

- (1) 契約終了時は、発注者の指示により倉庫から出庫し、発注者が通知した者に移管する。必要作業は通知先と協議のうえ円滑に実施すること。
- (2) 備蓄用物資の市内迅速供給が必要となる場合、受注者は出荷作業等に積極的に協力すること。配送業務は原則別契約とし、本委託の見積には配送経費を含めない。ただし予定予算額内で対応可能な場合は協議の上で調整できる。
- (3) 備蓄用物資を供給した場合の補充については、必要に応じて発注者と協議の上、別途契約により実施するものとする。

9 費用負担・支払

- (1) 本業務に要する費用は、製品調達費用及び管理費用に区分する。製品調達費用は「調達に係る費用」を指し、管理費用は「1か月当たりの保管に要する費用」及び「1か月当たりの在庫管理に要する費用」を指す。受注者は調達数量及びこの内訳を製品調達時の検査確認時に発注者へ提出すること。
- (2) 製品調達費用は製品の本体価格、倉庫への移送費、その他購入に係る諸経費を含む。
- (3) 管理費用は備蓄用物資の保管・管理費用、人件費、光熱費、消耗品（燃料費含む）、保険料等、その他管理業務に必要な諸経費を含む。
- (4) 本業務に要する車両、設備、備品、消耗品（燃料費含む）は原則として受注者負担とする。
- (5) 製品調達費用は、調達完了し発注者の検査確認後に、管理費用とは別に支払う。
- (6) 製品調達費用の支払い完了をもって、当該備蓄品の所有権は発注者に移転する。
- (7) 管理費用は、委託業務完了報告書受領のうえ発注者の検査確認後に支払う。
- (8) 製品調達費用、管理費用は請求日から30日以内の支払を基本とし、各費用の支払回数・時期は協議により変更可能とする。

- (9) 本契約は債務負担行為に基づく契約であり、各会計年度における支払限度額は別紙2のとおりとする。

10 その他

- (1) 発注者の求めにより現地調査等を実施する場合は、これに応じること。
- (2) 入出庫等の安全管理及び保管中の滅失・破損について受注者は責を負う。破損等が生じた場合は速やかに報告し、受注者の責任で補填すること。
- (3) 委託業務を統括する責任者を置き、発注者と常時連絡が取れる体制を整える。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

別紙1 川崎市個人防護具仕様書

全個人防護具共通

- (1) 使用期限は製造日から5年以上あること
- (2) 不良品でないこと
- (3) 平時から国内医療機関における納入実績がある製品であること
- (4) 流通備蓄が可能となるよう、日常の取引等で商流を確保できるものであること
- (5) 製造時期が把握できるようダンボールケースにバーコード(JANシンボル、GS1-128シンボル等)が記載されているなど、使用期限の管理が容易であること

1 サージカルマスク

- (1) 不織布製であり、3層構造以上のものであること
- (2) 以下の規格のいずれかの適合品であること
 - ア 日本産業規格 医療用マスク JIS-T9001 クラス II~III
 - イ ASTM-F2100-19 レベル2~3 (アメリカ規格)
 - ウ EN14683 Type IIR (欧州規格)
- (3) 使い捨て(単回使用)の製品であること
- (4) 白色無地であること
- (5) 耳掛け式であること
- (6) ゴム紐の装着感に配慮されたものであること
- (7) ノーズワイヤーは任意の形状に変形させることが容易で、その後の形状が安定しているものとし、非金属のものとする
- (8) マスクのサイズはレギュラーサイズ、ふつうサイズ等、標準的なサイズとして製造・販売しているもの(JIS(T9001)「医療用マスク及び一般用マスクの性能要件及び試験方法・解説」の「5.1 マスクの大きさの目安」において「普通サイズ」とされているものに概ね沿った大きさであるもの)とする
- (9) 小箱にマスクの性能にかかる表示がされていること

2 N95 マスク

- (1) 以下の規格のいずれかの適合品であること

ア 日本産業規格 医療用マスク JIS T9002 タイプ I

イ NIOSH 規格 N95

ウ 労働安全衛生法規格 DS2

- (2) 使い捨て（単回使用）の製品であること
- (3) 白色又は青色無地であること
- (4) 排気弁を持たない製品であること
- (5) 調節式の締め紐がついているもの又はこれと同等のフィット性能を有しているものであること
- (6) マスクのサイズはレギュラーサイズ、ふつうサイズ等、標準的なサイズとして製造・販売しているものであること

3 アイソレーションガウン（プラスチックガウン代替可）

- (1) 医療用用途を目的に製造されたものであること
 - (2) 耐水性については、AAMI(米国医科器械振興会)PB70 レベル 2 適合品であり、かつ、JIS L 1092 4 級以上の撥水性を有すること
 - (3) 医療用用途を目的に製造されたものであること
 - (4) 生地はアイソレーションガウンの場合は不織布、プラスチックガウンの場合はプラスチック製であること
 - (5) 長袖で、前面に開口部がなく、後ろ開きで襟元および背面を覆うことができること
ただし首元が開きすぎでないこと
 - (6) 身体に対し固定する紐等が床につかない程度の長さで付いており、かつ着脱が容易であること
 - (7) 袖口はリブニットまたはゴムバンドで絞られていること
 - (8) 丈の長さは 100 c m 以上で、身長 150 c m の者が着用しても床につかない程度であること
 - (9) 使い捨て（単回使用）の製品であること
 - (10) 色は白色、青色、黄色のいずれかであること
- ### 4 フェイスシールド（シールド付きマスクに代替の場合は下記 5 の仕様とする）
- (1) シールド部のサイズは、W230 mm×H180 mm 以上とし、目・鼻・口がガードできる大きさ、形状であること

- (2) シールド部の素材はプラスチック製で、無色透明で視界が良好であること
- (3) シールド部には曇り止め加工がされていること
- (4) 眼鏡とシールドの併用が可能であること
- (5) 対応する者の飛沫が着用者のフェイスシールドの内側に入りにくい形状であること
- (6) 道具を使用せず容易に組み立てられるものであること
- (7) 外側へのアルコール清拭などによっても視界の確保に支障が生じない素材であること

5 シールド付きマスク

- (1) サージカルマスクとシールドが一体となった形状であり、W300 mm×H125 mm以上とし、目・鼻・口がガードできる大きさ、形状であること
- (2) マスク部分は、以下の規格のいずれかの適合品であること
 - ア 日本産業規格 医療用マスク JIS-T9001 クラス II～III
 - イ ASTM-F2100-19 レベル 2～3 (アメリカ規格)
 - ウ EN14683 Type IIR (欧州規格)
- (3) 使い捨て (単回使用) の製品であること
- (4) 白色、青色無地であること
- (5) シールド部の素材はプラスチック製で、無色透明で視界が良好であること
- (6) シールド部には曇り止め加工がされていること
- (7) 眼鏡とシールドの併用が可能であること
- (8) 対応する者の飛沫が着用者のフェイスシールドの内側に入りにくい形状であること
- (9) 外側へのアルコール清拭などによっても視界の確保に支障が生じない素材であること

6 非滅菌手袋

- (1) 医療用用途を目的に製造されたもので、検査・検診用であること
- (2) ニトリル素材 (原料：石油) であること
- (3) パウダーフリーであること
- (4) ラテックスアレルギーの原因となる成分を含まないこと
- (5) 一般医療機器 (クラス I) の届出をしていること
- (6) 以下の規格のいずれかの適合品であること。(ただし、滅菌処理の必要はない)

ア JIS 規格 9115

イ ASTM 規格 D6319 (アメリカ規格)

ウ EN 規格 455 (欧州規格)

- (7) 使い捨て(単回使用)の製品であること
- (8) 白色、青色無地であること
- (9) 指先にフィットする薄手のもので、感触性、作業性に優れていること
- (10) サイズは S、M、L の 3 種類とし、割合は $S:M:L=2:5:3$ とすること

7 ヘアキャップ

- (1) 医療用用途を目的に製造されたもの
- (2) 素材は不織布であること
- (3) ゴムタイプで装着が容易なもの
- (4) ラテックスアレルギーの原因となる成分を含まないこと
- (5) 使い捨て(単回使用)の製品であること

8 シューズカバー

- (1) 医療用用途を目的に製造されたもの
- (2) 素材は不織布であること
- (3) 使い捨て(単回使用)の製品であること
- (4) 床接触面は滑り止め加工されていること
- (5) サイズは男女兼用のフリーサイズであること

別紙 2

調達予定数量

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	5 年間計
サージカルマスク(枚)	26,000	26,000	26,000	26,000	30,000	134,000
N95 マスク(枚)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,200	5,200
アイソレーションガウン(枚)	1,920	1,920	1,920	1,920	2,560	10,240
フェイスシールド(枚)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,350	6,150
非滅菌手袋(枚)	22,000	40,000	40,000	40,000	42,000	184,000
ヘアキャップ(枚)	2,000					2,000
シューズカバー(枚)	300	300	300	300	900	2,100

各会計年度の支払限度額(消費税及び地方消費税を含む)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	5 年間計
総額(円)	1,082,000	1,359,000	1,651,000	1,942,000	2,233,000	8,267,000

令和 8 年 月 日

一般競争入札参加資格確認申請書

(宛先)
川崎市長

業者番号
住 所
商号又は名称
代表者名

令和 8 年 1 0 月 1 5 日に公告された次の競争入札に参加したいので、入札参加資格の確認を申請します。

- 1 件名
 川崎市個人防護具の流通備蓄管理業務委託
- 2 履行場所
 健康福祉局保健医療政策部感染症対策課指定場所
- 3 履行期限
 契約締結日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで
- 4 入札参加資格を証する書類
 別添のとおり
- 5 担当者及び連絡先
 - (1) 所属部署 :
 - (2) 担当者名 :
 - (3) 電話番号 :
 - (4) FAX 番号 :
 - (5) 電子メール :

質 問 書

令和 8 年 月 日

川 崎 市 長 様

会社名 _____

件名

川崎市個人防護具の流通備蓄管理業務委託

質 問 事 項

備 考

- 1 上記件名の一般競争入札案件について、仕様書等の内容に関して質問がある場合は、本様式に質問事項記入し、健康福祉局保健医療政策部感染症対策課まで持参又は、電子メールにより提出してください。
電子メール 40kansen@city.kawasaki.jp
- 2 提出期間は、令和 8 年 1 0 月 2 7 日から令和 8 年 1 1 月 5 日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）の午前 8 時 3 0 分～午後 5 時（ただし、正午～午後 1 時を除く）です。
- 3 質問に対する回答は、公平を期すため、一括して全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和 8 年 1 1 月 9 日にメール又は F A X で全入札参加者に送付します。

入札（見積）書

令和 8年 月 日

（あて先）川崎市長

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

次の金額で請負（供給）したいので川崎市契約規則を堅く守り入札（見積り）します。

		十億			百万			千			円

（件 名 川崎市個人防護具の流通備蓄管理業務委託 ）

（履行場所 健康福祉局保健医療政策部感染症対策課指定場所 ）

- 注 1 本書は、入札（見積）件名を記載した封筒に封入してください。
- 2 金額は、1つの枠に1字ずつアラビア数字で記入し、頭初に¥を記入してください。
訂正したものは無効とします。

委任状についてのお願い

◎入札日当日、代表者の方が来庁されない場合は、委任状をお持ちください。
代表者以外の方が代理で入札に参加される場合、市内・市外業者にかかわらず、委任状が必要となります。

委任状の提出がなかったり押印漏れ等の不備があると、入札に参加できない場合があります。

◎代理人が参加する場合は委任状の他、入札書の代表者名の押印とともに代理人氏名の記入・押印も必要となります。（代理人の印鑑は委任状に押印したものと同一印鑑を使用してください）

◎委任状の書式は特に決まっておきませんので、次のページの例を参考に作成していただくか、例にそのまま必要事項を記入・押印の上ご利用いただいてもかまいません。

委 任 状

私は、（件名： ）
に関する契約において、次の者を代理人として定め、次の事項に関する権限を
委任します。

- 委任事項
- 1 入札（見積）に関すること。
 - 2 開札の立会いに関すること。

令和 年 月 日

（あて先）川崎市長

委任者（代表者）

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者（代理人）

所 在 地

商号又は名称

受任者職氏名

印

川崎市委託契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の仕様書及び図面をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その委託代金を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 6 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、契約の目的物（以下「成果物」という。）、未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止等)

- 第3条 受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。
- 2 受注者は業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならない。
- 3 受注者は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとする。

(秘密の保持)

- 第4条 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(調査等担当職員)

- 第5条 発注者は、調査又は監督等を担当する職員をおくときは、その氏名及び権限を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(現場代理人等)

- 第6条 受注者は、業務施行上必要な現場代理人又は使用人（ただし、法令により技術上の管理をつかさどる資格が要求される場合は、現場代理人又は使用人は、当該資格者であること。）をおくときは、業務着手前に、発注者に書面による通知をしなければならない。
- 2 発注者は、現場代理人等が業務施行上著しく不適当と認めるときは、その理由を明示して変更を求めることができる。

(業務内容の変更等)

- 第7条 発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は業務の施行を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合、発注者は書面によりその旨を受注者に通知しなければならない。
- 2 前項の場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは委託契約金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

- 第8条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由、その他の正当な理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期間の延長を求めることができる。その場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して、書面をもって定めなければならない。

(臨機の措置)

- 第9条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合にお

いて、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 受注者は、必要な臨機の措置をとろうとするとき、又はとったときは、直ちに発注者に協議し、若しくは報告をしなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託契約金の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(業務の報告又は調査)

第10条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は調査することができる。

(損害の負担)

第11条 業務完了前に生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合には発注者の負担とする。

(検査及び引渡し)

第12条 受注者は、製品の調達時及び指定した期間の業務を完了したときは、直ちに業務完了届を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の業務完了届を受理した日から10日以内に、受注者の立会いを求めて業務内容を検査しなければならない。この場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。
- 3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに必要な補修をして発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、補修の完了を業務の完了とみなし前2項の規定を準用する。
- 4 受注者から発注者への業務完了に伴う引渡しは、検査に合格したときに完了するものとする。

(委託代金の支払)

第13条 発注者は、前条に規定する検査合格後において、受注者の適法な請求をうけた日から起算して30日以内に、委託代金を支払うものとする。

(契約不適合責任)

第14条 発注者は、成果物の引渡しを受けた後、当該成果物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第14条の2 発注者は、引き渡された成果物に関し、第12条第4項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から相当の期間内でなければ、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の請求等は、受注者に対し、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知した日から1年が経過する日までに、契約不適合責任期間を超えて前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。

- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が発注者の責めに帰すべき事由を知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第15条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。
- 2 前項の損害金は、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）で計算した額とする。
 - 3 損害金は、委託代金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。
 - 4 発注者の責めに帰すべき事由により、第13条の規定による委託代金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

- 第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
- (1) 履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完成する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 正当な理由がないにもかかわらず業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (3) 正当な理由がないにもかかわらず第14条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (5) 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
 - (6) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第16条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第2条第1項の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。
 - (2) この契約の業務を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - (3) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
 - (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものに請負債権を譲渡したとき。
 - (8) 第16条の5又は第16条の6の規定によらないで契約解除を申し出たとき。
 - (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

ウ この契約に関して、受注者が、再委託契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方がア又はイのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

エ この契約に関して、受注者が、ア又はイのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ウに該当する場合を除く）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の任意解除権)

第16条の3 第16条及び前条に規定する場合のほか発注者は、発注者の都合により必要があると認めたときは、契約を解除することができる

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条の4 第16条又は第16条の2に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第16条の5 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受注者の催告によらない解除権)

第16条の6 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 第7条の規定により業務内容を変更したため委託契約金が3分の2以上減少したとき。

(2) 第7条の規定による業務の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条の7 第16条の5又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第17条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、受注者の立会いの上、既済部分の検査を行い、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既済部分に相応する委託代金を受注者に支払わなければならない。

3 前項の既済部分の検査を行う場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。

4 第2項の既済部分の委託代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

5 第16条又は第16条の2の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。

6 第16条の3、第16条の5又は第16条の6の規定により契約が解除された場合において、発注者は、受注者に及ぼした損害を賠償しなければならない。

(契約が解除された場合の損害賠償金)

第17条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、委託契約金の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第16条又は第16条の2の規定により契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等

3 第1項の損害賠償金は、委託代金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

(不正行為に対する賠償金等)

第18条 受注者が、この契約の当事者となる目的でした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、不正行為に対する賠償金として、委託契約金の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独

独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「排除措置命令等」という。)を行い、排除措置命令等が確定したとき。

(2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

(1) 排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当する行為又は同項第6号の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるとき。

(2) 前号に規定するもののほか、排除措置命令等の対象となる行為が、発注者に金銭的な損害を与えないものであることを受注者が証明し、その証明を発注者が認めるとき。

3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後も適用するものとする。

4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が委託契約金の10分の2に相当する額を超えると発注者が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。

5 賠償金は、委託契約金、保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

6 第1項に規定する場合又は受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、この契約の当事者となる目的とした行為に関して刑法第198条の規定による刑が確定した場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

(発注者への報告等)

第18条の2 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(その他)

第19条 この約款に定めのない条項については、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)によるほか発注者と受注者とが協議して定めるものとする。